

神福高第 1150 号
令和 3 年 8 月 20 日

各高齢者関係施設等 施設長 様
各介護サービス事業者 管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、兵庫県において 8 月 20 日から 9 月 12 日までを期間とする緊急事態宣言が発令されました。

これを踏まえ、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しましたので、内容をご確認いただき、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

これまでも懸命な取り組みを実施していただいている中ではありますが、引き続きのご対応よろしくお願ひします。

記

1. 令和 3 年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第 4 弾－」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin4.html>

○検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。

○マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。

○面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

○利用者の外泊、外出を自粛すること。

○施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

2. PCR 検査について

新型コロナウイルス感染者発生施設に対する PCR 検査、及び定期的な PCR 検査について別紙にまとめていますのでご確認ください。

福祉局高齢福祉課 TEL : 322-5219

FAX : 322-6046

○新型コロナウイルス感染者発生施設に対する PCR 検査について

陽性者が発生した下記の対象施設において、保健所（各区の保健センター）の調査にて検査対象に該当しなかった直接処遇にあたる職員及び入所者を対象に PCR 検査を実施しています。

検査の対象者

次に掲げる対象施設のうち、保健所（各区の保健センター）の調査において検査対象に該当しなかった直接処遇職員及び入所者

※ワクチンを2回接種済の方も検査可能

【対象施設】

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者（児）入所施設、ケアハウス、グループホーム、特定施設（有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅）

○定期的な PCR 検査を希望される施設等について

市内の高齢者及び障害者関係施設等（入所系・通所系施設）でのワクチン接種が実施されるまでの間、感染防止対策の観点から、当該施設等における直接介護等に従事する職員の定期的 PCR 検査を実施しています。

検査を希望される施設におかれましては、下記 URL を参考に手順に従って申し込みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※ワクチンを2回接種済の方は検査対象外

申込方法: https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kourei/teikiteki_pcr.html

【対象施設】

（1）入所系施設

- ①高齢者施設 : 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム
- ②障害児者施設 : 施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助（グループホーム）

（2）通所系施設

- ①高齢者施設 : 通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護
- ②障害児者施設 : 生活介護・短期入所、自立訓練、就労継続支援（A）、就労継続支援（B）、就労移行支援、地域活動支援センター

問い合わせ先

神戸市福祉局高齢福祉課

障害者支援課

TEL : 078-322-5219

TEL : 078-322-5231